

# 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の創設のお知らせ

令和2年4月1日  
津南町農業協同組合

津南町農業協同組合ではこの度の新型コロナウイルス感染症により、農業経営に影響を受けた農業者に対し、必要な資金を融通することで農業経営の安定化に資することを目的して、「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」を創設いたしました。

- ご融資対象者 新型コロナウイルス感染症により、直接的・間接的に被害を受けられた農業者
- お使いみち ①同感染症により生産および販売数量の減少、販売単価の下落等が生じた農畜産物等の損失補填  
②同感染症により生じた費用で組合長が農業経営維持において特に必要と認めた資金
- ご融資限度額 2,000万円（JAが算定した被害額等の範囲内）
- ご融資金利 年1.40%（固定金利）※ご融資後5年間はJAグループ利子補給により無利子
- ご融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内）
- 担保・保証 原則として、新潟県信用基金協会の保証 ※別途、保証料が必要となります。
- お取扱期間 令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）  
※お取り扱い期間中のお申込みで令和3年3月31日までのご融資分が対象となります。

お問い合わせ・ご相談は JA津南町 金融部 信用課まで ☎765-3122